

千葉県中核地域生活支援センターニュースレター

ちばの地域福祉

「私たちは、決して旭市民を見捨てない！」～旭市災害ボランティアセンターの運営を通じて～

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
鈴木鉄也

平成23年3月11日に発災した「東北地方太平洋沖地震」。千葉県内においても津波、液状化現象などさまざまな被害の爪跡を残した。特に旭市では、飯岡地区を中心に津波・液状化現象による被害が甚大で、死者・行方不明者15名、家屋被害が2,265か所と県内でも被害が大きくなっていた。

こうした状況を受けて、発災して3日後、私と千葉県災害ボランティアセンター連絡会メンバー2名とともに、旭市社会福祉協議会（社協）及び被災現地に入り、災害ボランティアセンターの立ち上げについて検討した。社協の事務局である飯岡福祉センターは指定避難所となっているため、センターの指定管理者として旭市社協職員が関与しており、通常業務も重なってかなり疲弊していた。さらに、旭市災害対策本部を訪問して被災状況を把握したのち、被災現場にてヒアリング調査を行った。ここでの出来事が、災害ボランティアセンターの立ち上げの最大の理由となった。住民とのやりとりの一部を紹介する。

- ・ここでは写真を撮って、すぐに車で立ち去るばかり。話しかけてくれたのは、あなたたちが初めてだよ。
（注：発災後3日が経過）
- ・国では、辻本議員が首相補佐官になってボランティア活動を進めるっていうけど、俺たちには関係ないことなんだろうな。どうせ、俺たちなんて見捨てられたんだよ。
- ・この土砂やがれきをどうしたらいいんだろう…。（遠くを見つめ、途方もない顔をする）
- ・（ボランティアが応援するようになったらどうですか？）ぜひお願いしたいね。私たちだけではどうしようもないもの。

一方で、こんなエピソードも。

現場から300m以上離れたアパート住まいの若い女性。私の目で「〇〇さんですか？ 私のアパートの前に津波で流されてきた母子手帳と健康保険証を拾ったのでお届けに来ました、実は〇〇さんを探して朝から一軒一軒訪ね歩いていました。母子手帳って大切なものですよ。〇〇さんと出会えてよかった…。」「もう見つからないものだと思っていました。大切にします。ありがとうございました…（涙）。」

こうしたやり取りを通して感じたことは、①住民主体の地域福祉活動を推進する社協が災害復興を支援することにより、住民同士のつながりを再構築し、地域全体で新たな支え合いのまちづくりを進めていくことができるのではないか ②災害ボランティア活動を通じて、住民からより信頼される社協になることができるのではないか ということであった。そこで、地元旭市社協、海匠ネットワークとの協力を得て、3月16日に「旭市災害ボランティアセンター」を立ち上げることができた。

2面に続く⇒

運営にあたっては、旭市社協、海匠ネットワークには総務班、ニーズ班として住民からの相談受付を中心に、県内市町村社協、日本赤十字社千葉県支部、千葉県災害ボランティアセンター連絡会等は、ボランティア受付、マッチング、物資担当、車両担当、救護担当として活動していただいた。さらに、スタッフ全員が様々な場面で有益なディスカッションを行うこともあり、通常業務では難しい「横のつながり」を構築することができたことは、災害復興や地域福祉を進めていくうえで貴重な財産となるだろう。

3月31日の閉所までの間、7,608名のボランティアの参加を得て、732件の活動を展開することができた。あらためて、参加したボランティアをはじめ、スタッフ・関係者に感謝申し上げたい。今後、住民一人ひとりのニーズに寄り添いながら、旭市の災害復興と地域福祉の更なる推進に期待している。



ちば・地域発 ～県内ア・ラ・カルト～

今月号は、「東日本大震災に関する復興支援情報」を集めました。

1. 災害弔慰金・災害障害見舞金

台風等の風水害や地震・津波などの自然災害により死亡した方の遺族や被災により障害を受けた方に対して支給されるものです。

《災害弔慰金》災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金を支給します。

※生計維持者=500万円 その他の方=250万円

《災害障害見舞金》災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し見舞金を支給します。

※ 生計維持者=250万円 その他の方=125万円

※ いずれも、法に定める要件を満たす災害が対象です。

2. 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金

台風等の風水害や地震・津波などの自然災害により県内で死亡した方の遺族や重傷者等に対して、県の基準により弔慰金・見舞金を支給します。

《千葉県災害弔慰金》災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金(10万円)を支給します。

《千葉県災害見舞金》災害により重傷を負った方に対し、見舞金(3万円)を支給します。また、災害により住家を全壊した世帯主に対し、見舞金(10万円)を支給します。

※ いずれも、法に定める要件を満たす災害が対象です。

3. 災害援護資金の貸付け

台風等の風水害や地震・津波などの自然災害で災害救助法が適用された災害により負傷したり住居や家財等に被害を受けた世帯主に対して、被害者の生活立て直しのために災害援護資金を貸し付けます。

1～3についてのお問い合わせは、お住まいの市町村までお願いします。

4. 千葉県奨学資金貸付制度

震災等により被害を受けた高校生などに、奨学資金の貸し付けを行います。

お問い合わせ先：千葉県教育庁財務施設課（TEL：043-223-4027）

5. 被災者生活再建支援制度

住宅が**全壊**した世帯や**敷地に被害が生じ、やむを得ず住宅を解体**した世帯など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援資金が支給されます。 ※県全域を対象としています。

《支給対象》

今回の地震や津波により次の住宅被害を受け、市町村からその被害程度を証する「**り災証明書**」の交付を受けた世帯です。（り災証明書の交付については、お住まいの市町村までお問い合わせ下さい。）

- (1) 住宅が全壊(全焼・全流出を含む。)した世帯
- (2) 住宅が半壊(半焼を含む。)、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住することができない状態が長時間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

《支給額》

以下の2つの支援金の合計額となります。(単身世帯の支給額は、複数世帯に対する支援金の4分の3)

A.住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 (1)に該当 | 解体 (2)に該当 | 長期避難 (3)に該当 | 大規模半壊 (4)に該当 |
|---------|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 支給額 | 100万 | 100万 | 100万 | 50万 |

B.住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸(公営住宅以外) |
|---------|-------|------|------------|
| 支給額 | 200万 | 100万 | 50万 |

お問い合わせ先：お住まいの市町村

6. 災害復興住宅融資

災害により住宅に被害が生じた方に対して、(独)住宅金融支援機構において融資や相談を行っています。 ※電話相談は土曜日、日曜日も実施（営業時間：9時から17時まで）

お問い合わせ先：(独)住宅金融支援機構 0120-086-353(被災者専用)

※IP 電話などでつながらない場合は 048-615-0420 へ

わたしの町の**中核地域生活支援センター**

中核地域生活支援センター海匝ネットワーク 所長 吉野智

「海匝ネットワーク」は、千葉県北東部、海匝圏域（銚子市・旭市・匝瑳市）を担当しています。センターは旭市に所在し、JR 旭駅から徒歩5分のところがございます。

当センターは、所長をはじめ3名のコーディネーターと障害者グループホーム等支援ワーカー、非常勤相談員と事務員の計6名で運営しております。「いつでも・どなたでも・どんなことでも～福祉と暮らしの何でも相談！」として日々様々なご相談をお受けしておりますが、子どもから高齢者まで、障害ある方も外国人の方もご利用いただいております。地域の行政機関や民間福祉事業所、いろいろな専門機関と連携しながら、皆様のお困りの事について一緒に考えていきます。

さて、このたびの東日本大震災では、海匝地域、特に旭市は甚大なる被害を受けました。海匝ネットワークもすぐに利用者の安否確認や関係事業所の被害状況の確認などに動きました。そして、旭市社会福祉協議会と協働して「災害ボランティアセンター」の運営に携わったり、飲料水やポリタンクの支援物資受付を呼び掛け、頂いた物資を要支援者に個別配布したり、また、被災後の心のケアについて市や病院などの関係機関との協力体制に参画したり、中核地域生活支援センターの限られたマンパワーを同時並行的に駆使して対応してきました。中核センターの大切な使命のひとつは「地域づくり」です。このような未曾有の事態にも、ひとつひとつの取組みを積み重ねながら、復興への努力を続けて行きます。

生活で何かお困りの際は、ご遠慮なく海匝ネットワークまでご相談ください。

中核地域生活支援センター海匝ネットワーク

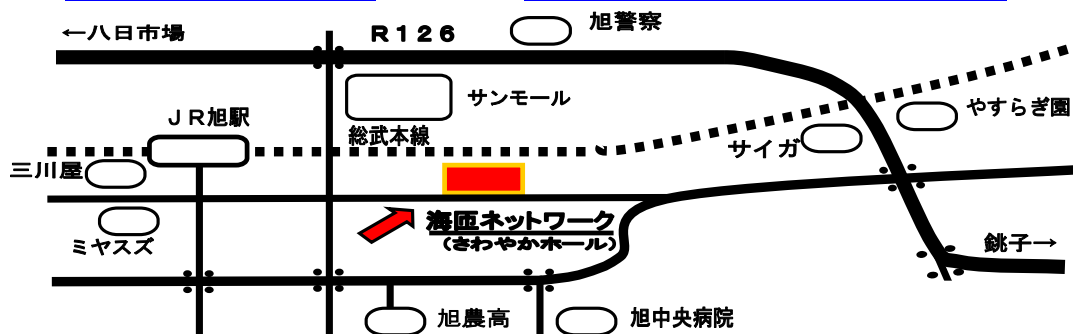
〒289-2511 千葉県旭市イの1775

TEL 0479-60-2578

FAX 0479-60-2579

MAIL sawayaka-n@rosario.jp

HP <http://www.rosario.jp/sawayaka-n/>



発行元：千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

事務局：香取ネットワーク（香取圏域）佐原市北1-11-18 TEL:0478-50-2800 FAX:0478-50-2881

編集：海匝ネットワーク（海匝圏域）旭市イの1775 TEL:0479-60-2578 FAX:0479-60-2579

※内容についてのお問い合わせは、海匝ネットワーク（担当：丸山）までお願いします。